

説 明 書

業務名：東北大学（病院）事業所内保育所新営設計業務

国立大学法人 東北大学

説 明 書

国立大学法人東北大学（病院）事業所内保育所新営設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

記

- 1 公 示 日 平成28年9月2日（金）
- 2 発 注 者 国立大学法人東北大学理事 佃 良 彦
- 3 担 当 部 署 〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人 東北大学施設部 計画課契約・監理室 契約・監理係
電話 022-217-4946
- 4 業 務 概 要
 - (1) 業 務 名 東北大学（病院）事業所内保育所新営設計業務
 - (2) 業 務 内 容 東北大学（病院）事業所内保育所（S造、2階建、延面積750㎡）の新営のための建築実施設計作成業務。建築、電気・機械設備の設計を一括包含して実施する。
 - (3) 履 行 期 限 平成29年4月28日（金）
 - (4) そ の 他 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。
- 7 技術提案書の提出者に要求される資格
 - (1) 文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務「建築（設計・施工監理）」に係る一般競争（指名競争）の参加資格の認定を受けていること。

- (2) 経営状況が健全であること。
- (3) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 技術提案書の提出者の能力〔審査のウェイトは5分の2〕
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績・内容
- (2) 担当予定技術者の能力〔審査のウェイトは5分の3〕
経験及び資格、同種又は類似業務の実績・内容

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の提出者の能力〔審査のウェイトは15分の2〕
技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績・内容
- (2) 担当予定技術者の能力〔審査のウェイトは15分の3〕
経験及び資格、同種又は類似業務の実績・内容
- (3) 業務の実施方針〔審査のウェイトは15分の4〕
業務内容の理解度、実施方針及び実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、
技術者配置計画の妥当性
- (4) 課題についての提案〔審査のウェイトは15分の6〕
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

10 公示の写し 別紙のとおり

11 契約書作成の可否等 要 別紙「設計業務委託契約書（案）」により契約書を作成する。

12 支払条件 委託報酬は、1回に支払う。

13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記7(1)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記16(2)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限 平成28年9月12日（月）15時00分 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（以下「休日」という。）は受け付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。

- ④ 提出部数 参加表明書（表紙） 1部、技術資料 9部
文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務「建築（設計・施工監理）」に係る一般競争（指名競争）の参加資格の認定を受けている「参加資格認定通知書」の写1部を含む。
なお、技術資料については、9部提出のうち1部について押印等により会社名が判読できるようにすること。

14 提出要請書の選定

- (1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、記7(1)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16(2)の提出期限の日において当該資格をみたしていることを条件として、当該資格をみたしていることを確認する。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、平成28年9月20日（火）までに書面により通知するとともに提出要請者を閲覧により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
- ① 閲覧開始 平成28年9月21日（水）から
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 10時00分から17時00分まで

15 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
- ① 提出期限 平成28年9月30日（金） 17時00分 ただし、休日は受け付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 平成28年10月11日（火）
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

16 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
- ① 提出期限 平成28年10月3日（月） 15時00分 ただし、休日は受け付

けない。

- ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
 - ④ 提出部数 技術提案書1部、技術資料9部
なお、技術資料については、9部提出のうち1部について押印等により会社名が判読できるようにすること。
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

17 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2)の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書の特定する。なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、平成28年10月13日（木）までに書面で通知する。
書面により通知するとともに、特定した技術提案書（参加表明書を含む。）及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 平成28年10月14日（金）から
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 10時00分から17時00分まで

18 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書の特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 平成28年10月24日（月）17時00分 ただし、休日は受け付けない
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 平成28年11月4日（金）
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

19 建設コンサルタント選定委員会委員の公表

- (1) 本手続に係る審査を行う建設コンサルタント選定委員会委員を下記により公表する。
- (2) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 平成28年10月14日(金) から
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 10時00分から17時00分まで

20 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 平成28年9月23日(金) 17時00分まで ただし、休日は受け付けない。
 - ② 提出場所 記3に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 質問書を受付けた日の翌日から起算して7日以内
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。
- (4) (3)②の質問回答書の閲覧期間及び場所
 - ① 閲覧期間 (3)①の回答の日から平成28年9月30日(金)まで。ただし、休日は行わない
 - ② 閲覧場所 記3に同じ
 - ③ 閲覧時間 10時00分から17時00分まで

21 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付。ただし、履行保証保険等の場合は免除
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 参加表明者が他の参加表明者の協力設計事務所になっている場合は、当該参加表明は全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。

イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (12) 参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (13) 本学において履行中にある設計業務の総括又は主任技術者は、履行中の業務の実施設計が完了するなど履行中の業務に影響がなく本件業務に専念できると認められる場合を除き、本件の担当予定者とすることはできない。なお、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定後にこれが判明した場合は、これを取り消すものとする。
- (14) 参加者が募集中の複数の業務に応募する場合、各業務の担当予定者が重複することを妨げない。ただし、特定を受けた場合は速やかに他の応募の取り下げを申し出るものとする。なお、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定後にこれが判明した場合はこれを取り消すものとする。
- (15) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (16) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。